

地域における日本語教育推進プラン (第2次)

令和6年12月
京都府国際課

目 次

第1	改定の趣旨	1
第2	現状分析	
1	府内の外国人住民について	1
(1)	府内の外国人住民数	
(2)	府内の外国人就労者数	
(3)	日本語指導が必要な子どもの数	
2	地域における日本語学習の場（機会）について	3
3	学習支援者について	3
4	学習者について	3
第3	改定の方針	4
第4	目指すべきすがた	5
第5	3つの重点アクション	5
第6	施策の方向性と具体的取組	
1	多様なニーズに応じた学習の場（機会）の確保	6
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
2	日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営	8
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
3	地域における多文化共生社会への理解と参画促進	10
(1)	これまでの成果	
(2)	今後取り組むべき課題	
(3)	具体的取組	
第7	推進体制	11
第8	計画期間	13
第9	数値目標	14
第10	改定プランのマネジメント	14

第1 改定の趣旨

京都府は、行政、経済団体、大学等で構成する「京都産学公連携海外人材活躍ネットワーク※」を設置し、多様な外国人が安心して活動し暮らせるための受入体制を構築し、人材確保から多文化共生まで、オール京都でサポートすることとしています。

外国人が地域の担い手・働き手として参画し、様々な国籍や文化を持った府民が相互に理解を深め、互いを尊重し合いながら暮らす多文化共生社会を実現するためには、外国人住民が、必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけることが重要であることから、地域における日本語教育を推進し、日本語学習の場（機会）を確保する必要があります。

令和元年6月に施行された「日本語教育の推進に関する法律」で、地域日本語教育の推進が自治体の責務となったことを受け、令和元年12月に「地域における日本語教育推進プラン」を策定し、それに基づき、市町村や関係団体等と連携し、新規の地域日本語教室（以下「日本語教室」という。）の開設支援や、学習支援ボランティア（以下「学習支援者」という。）の養成など、外国人住民への日本語教育の体制整備を進めてきました。

そのような中、令和5年12月末の府内の外国人住民数は、前年同期比7千人増の約7万5千人と過去最多となったほか、国においては、特定技能1号及び2号の対象職種の拡大をはじめ、就労を通じた人材育成及び人材確保を目的とする新たな在留資格である「育成就労」の導入など、積極的に外国人就労者やその家族（配偶者や子ども）を受け入れる方針であり、今後も外国人住民のさらなる増加が見込まれます。

こうした大きな社会情勢の変化、外国人住民や地域の状況、課題、ニーズ等に対応するため、外国人住民の日本語コミュニケーション能力の向上を目的とし、「地域における日本語教育推進プラン」を改定します。

※「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について」（令和元年6月18日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議決定）における「地域協議会」として設置。

第2 現状分析

1 府内の外国人住民について

（1）府内の外国人住民数

- 府内の外国人住民は、コロナ禍を除いて年々増加しており、令和5年12月末現在で74,664人と過去最多となっています。
- 国籍別では、①韓国又は朝鮮(29.8%)、②中国(26.8%)、③ベトナム(12.5%)、④ネパール(5.2%)、⑤フィリピン(3.9%)の順に多く、特にネパールは令和元年と比較して約3.7倍と急増しています。
- 在留資格別では、①特別永住者(25.1%)、②留学(23.6%)、③永住者(13.4%)の順に多く、この3つで62%を占めており、次いで、④技能実習(7.7%)、⑤技術・人文知識・国際業務(7.3%)が多くなっています。
- 市町村別では、①京都市(74.2%)、②宇治市(4.6%)、③八幡市(3.4%)、④京田辺市(1.8%)、⑤福知山市・亀岡市(1.7%)となっており、広域散在の傾向が見られます。

○外国人住民の人口に占める割合を見ると、府全体では 2.9%となっており、市町村別では、①久御山町(6.7%)、②宇治田原町(5.2%)、③京都市(3.8%)、④八幡市(3.69%)、⑤井手町(3.67%)となっています。

※出典：京都府国際課調査(令和5年12月末現在)、京都府推計人口(令和6年1月1日現在)

(2) 府内の外国人就労者数

- 府内の外国人を雇用している事業所は 5,237 か所、外国人就労者数は 28,506 人(令和5年10月末現在)となっており、年々増加しています。
- 産業別では、①製造業(29.4%)、②宿泊業・飲食サービス業(14.7%)、③教育・学習支援業(12.7%)、④卸売業・小売業(12.1%)、⑤サービス業(他に分類されないもの)(8.9%)の順となっています。
- 在留資格別では、①専門的・技術的分野の在留資格(34.4%)、②資格外活動(留学含む)(21.6%)、③技能実習(20.3%)、④身分に基づく在留資格(19.8%)、⑤特定活動(3.9%)の順となっています。

※出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

(3) 日本語指導が必要な子どもの数

- 府内の日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒数は、令和5年5月現在で 338 人となっており、前回調査が行われた令和3年と比較し 28.0%増加しました。この増加率は国全体の増加率(21.2%)よりも 6.8 ポイント高く、近畿府県では最高となっています。一方、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒数は 67 人で、令和3年と比較し 38.0%減少しました。
- このように、日本語指導が必要な外国籍の児童・生徒が増えており、学校種別で見ると、小学校が 211 人(令和3年 160 人)、中学校が 59 人(令和3年 65 人)、高校が 37 人(令和3年 18 人)、義務教育学校が 30 人(令和3年 18 人)、特別支援学校が 1 人(令和3年 3 人)となっています。また、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒は、小学校が 50 人(令和3年 69 人)、中学校が 7 人(令和3年 26 人)、高校が 4 人(令和3年 4 人)、義務教育学校が 5 人(令和3年 9 人)、特別支援学校が 1 人(令和3年 0 人)となっています。
- 家庭等で使用する頻度の高い言語別で見ると、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒は①中国語(107 人)が最も多く、次いで②ベトナム語(33 人)、③英語(28 人)、④日本語(17 人)、⑤フィリピン語(13 人)の順となっています。また、日本語指導が必要な日本国籍を有する児童・生徒は①中国語(19 人)、②英語(14 人)、③日本語(13 人)、④フィリピン語(11 人)、⑤韓国・朝鮮語(3 人)の順となっています。

※出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

本調査における「日本語指導が必要な児童生徒」とは、日本語で日常会話が十分にできない、もしくは、日常会話ができていても学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じている児童・生徒を指す。なお、各学校が、日本語能力測定方法(DLA など)や、学校生活・学習の様子等を基準に判断している。

2 地域における日本語学習の場（機会）について

- 令和6年7月現在で、府内17市町に開設されている31(京都市域9、南部地域11、北部地域11)の日本語教室が、外国人住民が生活に必要な日本語学習を行う場(機会)として主要な役割を担っています。
- 9市町村には日本語教室が開設されておらず、教室が開設されていない市町村の外国人住民が、近隣市町村の教室に通っているケースも見られます。
- 一方、日本語教室が開設されている地域においても、待機者が生じる、不十分なスペースでの学習を余儀なくされている、開設時間帯や曜日が仕事や生活の都合と合わないことがあるなど、希望するすべての外国人住民に十分な学習環境が提供できているとは言い難い状況となっています。
- 外国人就労者の増加に伴い、その家族、とりわけ子どもに対する学習環境を整える必要性が増しています。

3 学習支援者について

- 府内の日本語教師(常勤・非常勤)・学習支援者の数は、令和5年11月現在1,281人です。このうち日本語教室等における人数は504人で、うち444人(88.1%)がボランティアとして活動されています。
- 学習支援者は高齢化が進んでおり、後継者育成が課題となっています。
- 特に府南部地域では、外国人住民が急増しており、学習支援者不足や会場定員の都合で、学習者の受入れが困難な地域があります。
- その他の地域でも、学習支援者の不足や、仕事や家庭の事情等で支援者の都合が合わず、日本語教室の開催が難しい地域もあります。また、運営スタッフが不足しており、一部の支援者に負担が集中している状況もあります。
- 学習者の増加とともにニーズも多様化しており、特に、全くの初学者への対応に苦慮するケースも増加しています。
- 学習支援者に対しては、少額の交通費相当額が支給されている事例もあるものの、ボランティア保険加入以外の活動補償なしという日本語教室がほとんどで、こうした教室を中心に、実費弁償の実現が求められています。
- 研修の受講など学習支援者がスキル向上に取り組まれている例もありますが、多くは交通費も含めて自己負担での参加となっています。
- ボランティア主体で運営しているため、決まった活動拠点がなく、学習場所の確保や施設の使用料の負担が課題となっている地域もあります。

※出典：文部科学省「日本語教育実態調査(令和5年度)」、京都府国際課によるヒアリング(令和5年度)

4 学習者について

- 府内の日本語学習者は令和5年11月現在8,041人で、このうち大学等機関で2,378人、日本語学校等で4,747人、日本語教室等で916人が学んでいます。
- 日本語教室で学ぶ外国人住民の多くは技能実習生などの就労者や帯同家族です。
- 彼らは日本語教室のほか、有償の教材やオンラインによる自主学習で日本語を学んでいます。

○所属する企業の配慮があり、日本語教室に通うことができる学習者がいる一方で、仕事の都合により、通えない学習者もいます。

○日本語教室に通えない学習者からは、オンラインの学習機会を望む声があります。

※出典：文部科学省「日本語教育実態調査(令和5年度)」、京都府国際課によるヒアリング(令和5年度)

第3 改定の方針

1 様々な社会の変化に伴う新たな課題に対応します。

国においては、今後も積極的に外国人就労者を受け入れる方針であり、帯同家族を含めた外国人住民はさらに増える見込みです。

他方、日本語教室における学習支援者の不足・高齢化が加速するとともに支援者の負担が増大しており、それを補う新たな対応が必要となっています。

また、コロナ禍を経て、生活のあらゆる場面でオンラインの活用が進んでいます。今後、外国人住民の散在により日本語教室の開設が難しい地域や、教室がある市町村でも距離や開催曜日などにより教室に通えない外国人住民向けに、オンラインを最大限に活用するなど、新しい課題に対応します。

2 第1次プランにおける取組を継続します。

日本語教室がない空白地域の解消に向けた新規教室の開設支援や既存教室の運営支援、行政・日本語教室・外国人雇用企業等によるネットワーク構築など、第1次プランにおける取組を継続します。

3 各日本語教室が、外国人住民の日本語学習を支援するとともに、外国人住民と日本人住民の交流の場にもなっていることを考慮します。

日本語教室が、日本語学習の場であるだけでなく、外国人住民にとって、学習支援者との会話を通して気軽に、様々な文化や習慣、防災情報等を学び、相談等を行う「地域の居場所」に自ずとなっているとともに、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場にもなっていることを考慮します。

4 各日本語教室の思いと多様性を尊重します。

地域によって状況や環境（人口構成、交通・情報通信基盤等）が異なる上、日本語教室ごとにその成立ちや構成、目的が異なり、ボランティアの価値観なども様々です。

そのため、教室の開催頻度や形態、学習支援者の養成・スキルアップ、登録日本語教員やいわゆる日本語教師など日本語教育の専門人材(以下「専門人材」という。)の活用、他団体との連携等について、各日本語教室の思いと多様性を尊重します。

5 日本語教室や企業等が必要な支援を選択できるよう様々な取組を提供し、必要性や希望に応じて伴走支援します。

他方、日本語教室や企業等も社会の変化や新しい技術等に対応し、変化していくことが必要です。

そのため、日本語教室や企業等が必要な支援を自ら選択できるよう様々な取組（メニュー）を提供し、ボランティアによる学習支援と専門人材による日本語教育が車の両輪となって地域日本語教育を提供できるよう、必要性や希望に応じて伴走支援します。

第4 目指すべきすがた

千年もの間、日本の都であった京都では、これまでも国内外から様々な歴史や文化を持った人々が集い、交流する中で、あらゆる分野において京都ならではの新しい価値を生みだしてきました。

様々な形で外国人住民が増え、これまで以上に多文化共生を推進していく必要がある中で、大人から子どもまで京都で暮らす外国人住民が、生活や就労、学習に必要な日本語によるコミュニケーション能力を身につけるとともに、日本人住民が多文化共生社会や地域日本語教育への理解を深めることにより、社会のあらゆる場面で誰もが同じ社会の一員としていきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

第5 3つの重点アクション



【重点アクション1】 外国人を雇用する企業の日本語教育への参画や帯同家族への学習支援を進めます

外国人就労者が日本語能力を向上させることは、就労者自身の社会参加を容易にするとともに、企業にとっても生産性が向上することにつながります。そのため、企業が日本語教育の意義を理解し、外国人就労者が日本語学習に取り組みやすい職場環境づくりに取り組むなど、日本語教育への参画を進めます。

また、配偶者や子どもなどの帯同家族が社会に参加していけるよう、専門人材による初期日本語教育の実施、初期日本語を学んだ学習者の日本語教室への円滑な移行支援、日本語指導が必要な児童・生徒（以下「外国人児童・生徒等」）が学びやすい環境づくりなど、きめ細かに対応します。



【重点アクション2】 登録日本語教員など専門人材やオンラインの活用を進めます

国は、日本語教師の専門性を確立し、教育の質を保証するため、新たな国家資格である「登録日本語教員」制度を導入するなど、日本語教育において専門人材を活用していく方針です。そのため、地域日本語教育においても、学習や指導が難しいと言われる初期日本語教育や日本語教室へのサポートなど様々な場面で専門人材の活用を進めます。

また、コロナ禍を経て一般的になったオンラインを活用し、外国人住民の散在により日本語教室の開設が難しい地域や、教室がある市町村でも距離や開催曜日などにより教室に通えない外国人住民に対し、日本語教育を提供します。



【重点アクション3】 日本語教室の多様な機能への理解を促進し、支援を拡大します

日本語教育を円滑に進めるには、地域住民や企業、団体等の多文化共生社会への理解が基盤となります。そのため、地域イベントなど様々な機会を活用し、日頃、日本語教育に関わりのない地域住民等が外国人住民と交流し、自ずと多文化共生について考える機会を提供することで、誰もがいきいきと暮らせる多文化共生社会の意義や日本語教室の多面的な機能及び重要性を理解していただくことにつながります。

第6 施策の方向性と具体的取組

1 多様なニーズに応じた学習の場（機会）の確保

大人から子どもまで京都で暮らす全ての外国人住民が、生活や就労に必要な日本語を身につけることができるよう、地域において日本語を学習することのできる場（機会）を確保します。

今後、外国人就労者とともに、その帯同家族（配偶者、子ども）も増えることを踏まえ、それぞれの社会的な立場に応じ、きめ細かに対応します。

（1）これまでの成果

○日本語教室の空白地域の解消

府内の日本語教室数は5年間で5教室増加（令和元年度 26教室→令和6年度 31教室）

○地域日本語教育コーディネーターの配置

府内の各地域における日本語教育の体制整備を進めるため、地域日本語教育コーディネーターを配置（令和6年度 計5人、うち総括1人）

○専門人材による初期日本語教育の実施

（公財）京都府国際センターにおいて、日本語教室のモデルとなる、専門人材による初期日本語教室を開講（令和2～5年度で、320人がモデル日本語教室を受講）

（2）今後取り組むべき課題

①日本語教室の空白地域の解消

日本語教室が開設されていない9市町村において、日本語学習を希望する外国人住民の学習の場（機会）を確保するため教室を開設し、引き続き空白状態の解消に努める必要があります。

一方、現在の空白地域は、外国人住民数が少ない、大都市圏に近く近隣自治体の日本語教室に通うことができるなどの理由で、教室開設の機運がなかなか高まらない状況です。そのため、新規教室の開設にこだわらず、オンラインの活用や広域連携などにより対応することで、実質的に解消していくことも方策とします。

②企業との連携促進・企業の日本語教育への参画

日本語教室は、外国人就労者についても、外国人住民として受け入れています。全ての学習希望者を受け入れるのは困難な状況です。

「日本語教育の推進に関する法律」においては、外国人等を雇用する事業主は「雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の場（機会）の提供や支援に努める（努力義務）」とされており、企業や経済団体への働きかけが必要です。

また、就労を希望する外国人に京都が選ばれるためには、外国人就労者にとっての魅力を高めるための取組が必要です。企業が積極的に外国人就労者に日本語学習の場（機会）を確保することで、職場でのコミュニケーションが円滑になり、生産性が向上するなど企業側にもメリットがあるとともに、生活しやすくなることで就労者の定着にもつながります。

③外国人就労者の帯同家族への学習支援

外国人就労者は監理団体などから一定の学習の場（機会）が得られる一方、その配偶者や子ども（学齢期・学齢超過）への初期日本語教育の場（機会）の確保には、とりわけ留意する必要があります。

また、外国人児童・生徒等が学びやすい教育環境づくりには、京都府や府教育委員会、市町村、市町村教育委員会が連携して取り組む必要があります。

（3）具体的取組

具体的取組	
①日本語教室の空白地域の解消	
	学習支援者養成講座の開催
	教室開設・運営に関する助言・サポート
	近隣教室における、空白地域の外国人住民の受入れ協力の促進
	教室開設が困難な地域の外国人住民向けにオンライン講座の提供
②企業との連携促進・企業の日本語教育への参画	
	<p><企業による取組></p> <p>外国人就労者が日本語学習に参加しやすい職場づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業内日本語教室の開設 ・日本語学習に関する教材や情報、Wi-Fi 環境の提供 ・就業時間内の日本語学習を業務として位置づけ ・時間外に日本語学習に従事する場合に時間外勤務手当の支給 ・日本語教室のある日の残業の抑制 ・日本語能力試験に合格した場合の奨励金制度 ・日本語教室への参画など、日本人就労者による学習支援 ・日本人就労者の異文化理解の促進 など <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><行政による取組></p> <p>上記に取り組む企業や経済団体に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門人材を活用した企業内日本語教室の開設支援 ・社内制度改正など、京都企業人材確保センターによる就労環境整備に係る支援 ・「やさしい日本語[*]」を活用した社内コミュニケーション研修の実施 ・市町村・企業等が参加する意見交換会の開催 ・外国人を雇用する府内企業の実態把握 ・先進モデル事例の共有など、日本語教育に関する理解促進 など
③外国人就労者の帯同家族への学習支援	
	<p>専門人材による初期日本語教育及び日本語教室への円滑な移行支援 (学齢超の子どもも対象)</p> <p>外国人児童・生徒等が学びやすい環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立小中高校における日本語指導などの支援員の配置充実 ・公立高校入学選抜における、外国人生徒等への対応 ・府立高校における、日本語指導が必要な生徒を対象とした「特別の教育課程」の実施 ・「やさしい日本語」を活用した、教員向けのコミュニケーション研修の実施

④その他（継続的な取組）

地域日本語教育コーディネーターの配置

（公財）京都府国際センターにおける初期日本語教室の開催

※「やさしい日本語」とは

難しい言葉を言い換える、文の構造を簡単にするなどの基本ルールに基づき、相手に配慮したわかりやすい日本語のこと。阪神・淡路大震災から取組が始まり、外国人や高齢者、障害のある方などにわかりやすく情報を伝えようとするもの。

2 日本語教育人材の確保及び持続可能な教室運営

地域において日本語を学習することを希望する外国人住民が、状況と能力に応じて学習できるよう、学習支援者の確保と養成、スキルアップを支援するなど、持続的な日本語教室への運営支援に取り組みます。

また、専門的知識や教育経験のある専門人材の活用により、日本語教育スキルの向上や学習支援者の負担軽減を図ります。

（1）これまでの成果

- 学習支援者の養成（4年間で99回、400人を養成）
- 学習支援者のスキルアップ支援（4年間で37回、307人が研修を受講）
- 府内の市町村や日本語教室等が集まり、情報共有や意見交換を行う「日本語教室ネットワーク会議」の開催により、ネットワーク構築を支援
- 市町村が地域の実情に応じて主体的に地域日本語教育が実施できるよう、市町村に対する補助金を創設（R5：10市町、R6：10市町が活用）
- 地域交響プロジェクト交付金の重点課題対応プログラムに「多文化共生」を追加し、教室運営を支援（R2：8団体、R3：10団体、R4：9団体、R5：4団体が活用）
- 上記の交付金を活用する団体等が集まり、取組内容等を紹介し合い、交流する「パートナーシップミーティング」の開催により、団体間のネットワーク構築を支援
- 「京都にほんご教室マップ」を多言語（日本語、英語、ネパール語、フィリピン語、中国語、韓国・朝鮮語、ベトナム語）で作成

（2）今後取り組むべき課題

①学習支援者の不足・高齢化への対応

府内の外国人住民数の増加に伴い、日本語教室での学習を希望する外国人住民が増える一方で、教室を支える学習支援者の不足が顕著となっています。

各地域では継続的に養成講座を開催していますが、人口減少や定年延長などにより以前に比べると参加者が少なく、多くの地域で、新たな学習支援者の確保が大きな課題となっています。

また、高齢化により学習支援者が引退するなど持続的な運営が困難な日本語教室や、新たな学習希望者の受け入れを断ったり、子どもへの初期日本語教育に大きな負担を感じたりするケースなどもあります。

そのため、大学や学生の集積により人材が豊富であるという京都の強みや、コロナ禍で普及したオンラインなどを活用することで、学習支援者の負担軽減や教室運営を支える新たな仕組みの構築が必要となっています。

②専門人材の確保・活用

学習支援者と専門人材による地域日本語教育は車の両輪であり、専門的知識や教育経験のある専門人材を確保し活用することにより、日本語教育スキルの向上や支援者の負担軽減を図ることが必要です。

③学習到達目標の設定

学習者、学習支援者ともに、学習目標があった方がモチベーションを保ちやすくなるため、学習者が目指す目標を定めることが望ましいです。

(3) 具体的取組

具体的取組	
①学習支援者の不足・高齢化への対応	学習支援者養成講座やスキルアップ研修の開催
	時間や距離の制約のため、対面で日本語教室に参加しづらい学習希望者が、オンラインを活用し、在宅学習できる仕組みの構築
	近隣市町村の日本語教室が連携し、学習希望者の受入れ協力を行うとともに、学習支援者が相互に行き来する仕組みの構築
	近隣市町村の日本語教室に関する広報の協力
	日本語教育を学ぶ学生をはじめ、多様な学生ボランティアが参画する仕組みづくり
②専門人材の確保・活用	日本語教育に関する知識やノウハウを持つ専門人材の確保
	(公財)京都府国際センターに日本語教育の専門人材を配置
	学習支援者とともに日本語教育に取り組む専門人材の活用
	学習内容や教授方法等について助言・サポートする専門人材の活用
	オンライン初期日本語教室を行う専門人材の活用（「生活 Can do ^{※1} 」の活用）
③学習到達目標の設定	「日本語教育の参照枠 ^{※2} 」の B1 を推奨 (各日本語教室や学習者ごとに独自の目標設定も可)
	④その他（継続的な取組）
	地域日本語教育コーディネーターによる教室運営に関する助言やサポート
	日本語教室ネットワーク会議の開催による、情報交換や事例の横展開、ネットワーク構築支援
	間接補助金制度による市町村への財政支援
	地域交響プロジェクト交付金による日本語教室等への財政支援
	「京都にほんご教室マップ」等による学習希望者への情報提供

※1「生活 Can do」とは

国内に在住する外国人が日常生活において、日本語で行うことが想定される言語活動（病院に行く、買い物をする、電車に乗る、宅配便を利用するなど）を例示したもの

※2 「日本語教育の参照枠」とは

日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組み

日本語能力の熟達度について6レベルで示したもの

基礎段階の言語使用者		自立した言語使用者		熟達した言語使用者	
A1	A2	B1	B2	C1	C2



B1：仕事、学校、娯楽でふだん出合うような身近な話題について、共通語による話し方であれば、主要点を理解できる。

3 地域における多文化共生社会への理解と参画促進

学習者と地域住民の日常的な交流を深め、市町村や企業、関係団体等との連携を促進することなどにより、外国人住民の地域社会での孤立を防ぐとともに地域社会への参画につなげ、日本人住民と外国人住民がお互いを理解し尊重する地域づくりを進めます。

(1) これまでの成果

○地域における日本語教育の総合的な推進

有識者や実践者、行政（労働や福祉、教育部門含む）などで横断的に構成する「日本語教育推進事業総合調整会議」を設置し、外国人住民や地域の状況・課題を踏まえた日本語教育施策全般の協議を実施

○市町村や日本語教室等のネットワーク構築の支援【再掲】

○市町村をはじめ企業、関係団体等と連携し、地域一体となって地域日本語教育を推進するための仕組みづくりのため、多様な主体が参加する意見交換会を実施

○日本人住民等に向けた地域日本語教育に関する意識の醸成

（地域日本語教育シンポジウムや多文化共生研修の開催など）

(2) 今後取り組むべき課題

①自治体や地域住民との意識共有

誰もが同じ社会の一員としていきいきと暮らすために、互いの理解を深め、尊重し合いながら暮らす多文化共生への理解を、日本人、外国人を問わず深める必要があります。

そして、日本語教育は外国人住民のためだけではなく、これからの日本社会が外国人住民とともに生きていく上でコミュニケーションのツールとして欠かせないものであり、そういった意識を自治体や地域住民が共有し、地域全体の課題として認識し、日本語教育を推進する必要があります。

②日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大

日本語教室は、日本語学習の場であるだけでなく、外国人住民にとって、様々な文化や習慣、防災情報等を学び、気軽に相談等を行う「地域の居場所」となるとともに、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場となっています。

日頃、日本語教育に関わりのない地域住民や企業、団体なども含め地域の様々な主体が関心を持ち、学習支援者としての参画や寄付等による財政支援など様々な形で支援してもらえるよう、教室の多面的な機能や重要性への理解を促進する必要があります。

(3) 具体的取組

具体的取組	
①自治体や地域住民との意識共有	地域イベントや集客力の高いイベントとの連携による周知活動
②日本語教室の多様な機能への理解促進と支援拡大	日本語教室に関する情報の発信 学習者と日本人住民の交流機会の創出
③その他（継続的な取組）	「日本語教育推進事業総合調整会議」の開催等による地域における日本語教育の総合的な推進 日本語教室ネットワーク会議の開催による、情報交換や事例の横展開、ネットワーク構築支援【再掲】 市町村・企業等が参加する意見交換会の開催【再掲】

第7 推進体制

1 京都府

京都府は、「日本語教育推進に関する法律」及び本プランに基づき、市町村や市町村国際交流協会等多様な主体と連携し、府域全体の日本語教育を推進するための計画を策定し、それに基づく施策を実施し、他の実施主体を支援します。

《国際課》

- ・府域における日本語教育体制の総合的な体制づくり及び推進
- ・多様な主体(市町村、市町村国際交流協会、日本語教室、企業等)との連携促進
- ・地域における多様な主体のネットワークづくり
- ・日本語教室の空白地域の解消及び市町村・日本語教室等の運営支援
- ・他地域における先進事例、モデル事例の共有、横展開
- ・地域における日本語教育の実態やニーズの把握
- ・日本語教育に関する広報、府民の理解促進

《労働政策室》

- ・外国人就労者が日本語学習に取り組みやすい職場づくりの推進

《教育委員会》

- ・外国人児童・生徒等が学習しやすい学校づくりの推進

2 公益財団法人京都府国際センター

地域の国際交流協会の中核的な役割を担う機関として、府と緊密に連携・協働し、日本語教育を推進するために必要な取組や、日本語教室の空白地域の解消、市町村・日本語教室等の取組への支援を進めます。

- ・府内の日本語教育の中核的な推進母体
- ・地域における多様な主体のネットワークづくり
- ・日本語教室の空白地域の解消及び市町村・日本語教室等の運営支援

3 市町村

「日本語教育推進に関する法律」に基づき、地域住民にとって最も身近な基礎自治体として、外国人住民の日本語教育に関するニーズの把握に努め、地域の実情に応じた日本語教育の場づくりを推進します。

- ・地域における日本語教育推進方針や実行体制づくり
- ・地域における日本語教育の実施（日本語教室の設置・運営）
- ・学習支援者の養成、スキルアップの実施
- ・日本語教室の拠点となる施設の提供
- ・医療、福祉、防災、教育等の関係機関、相談窓口等との連携
- ・日本語教育に関する広報、地域住民の理解促進

4 市町村国際交流協会

市町村と連携して、地域における日本語教育を推進するために必要な取組を進めるとともに、外国人住民が地域で活躍する機会や、地域住民と交流する場を創出します。

- ・地域における日本語教育の実施（日本語教室の設置・運営）
- ・学習支援者の養成、スキルアップの実施
- ・外国人住民が交流・相談を行う居場所の提供

5 地域日本語教室

外国人住民が生活に必要な日本語を学ぶ場であると同時に、学習支援者との会話を通して、様々な生活情報や文化習慣、防災情報等を得たり、相談等を行ったりする「地域の居場所」でもあり、また、日本人住民にとっても交流を通して相互理解を深め、多文化共生を実践する場でもあることが期待されています。

6 企業

「日本語教育推進に関する法律」に基づき、国や府、市町村が実施する日本語教育の推進に関する施策と連携し、雇用する外国人やその家族に対し、職務又は生活に必要な日本語の習得に向けた学習の場（機会）の提供や学習支援に努めます。

- ・外国人就労者への日本語学習の場（機会）の提供
- ・外国人就労者が日本語学習に取り組みやすい職場環境づくり

7 日本語教育関係団体（京都にほんご Rings、日本語学校など）

「日本語教育推進事業総合調整会議」等で、日本語教育や教室運営等に関する知見やアドバイスを共有します。

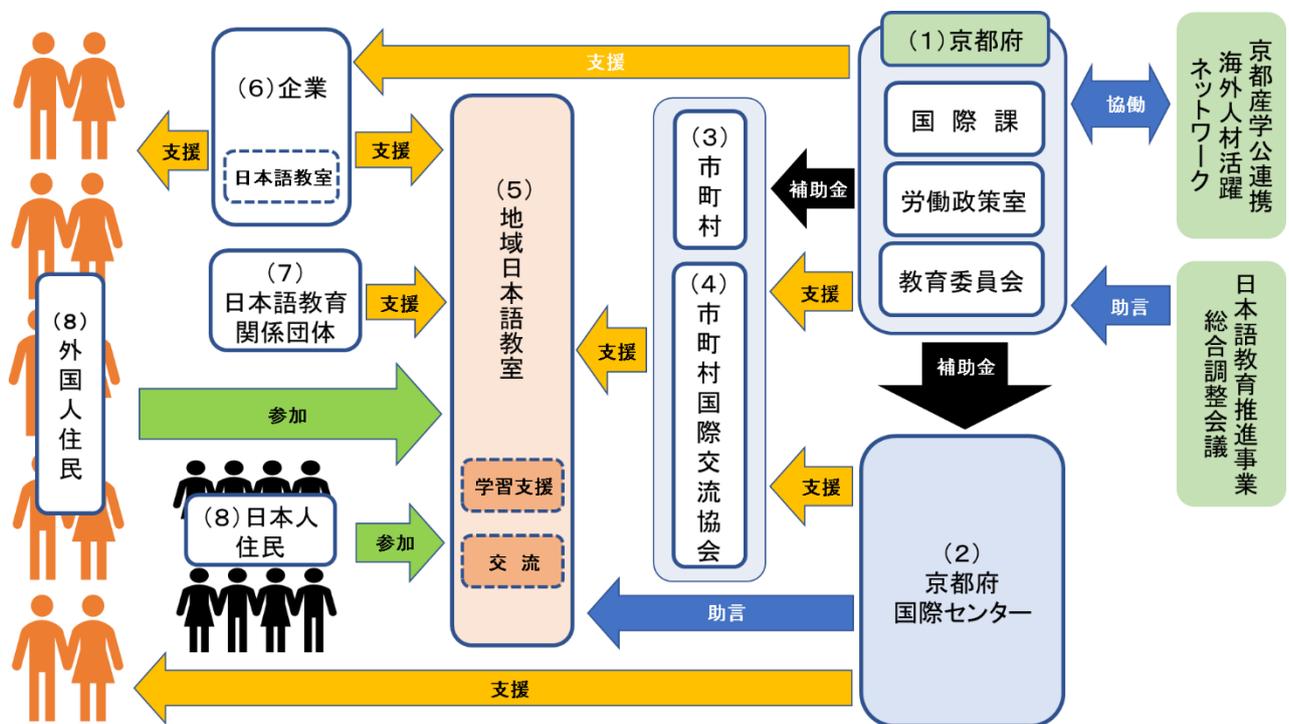
8 京都府民

日本人住民と外国人住民は、同じ京都府民として、互いの言語や文化に関する理解を深め、多文化共生の地域づくりに参画することが期待されます。

外国人住民は、ライフステージに応じた継続的な日本語学習に努めるとともに、地域の担い手として積極的に地域の活動に参加することが期待されます。

また、日本人住民は、「やさしい日本語」を利用してコミュニケーションを図ったり、日本語教室の学習支援者として活動したりするなど、積極的に外国人住民と交流を深めることが期待されます。

<推進体制図>



第8 計画期間

令和7年1月～概ね5年間

第9 数値目標

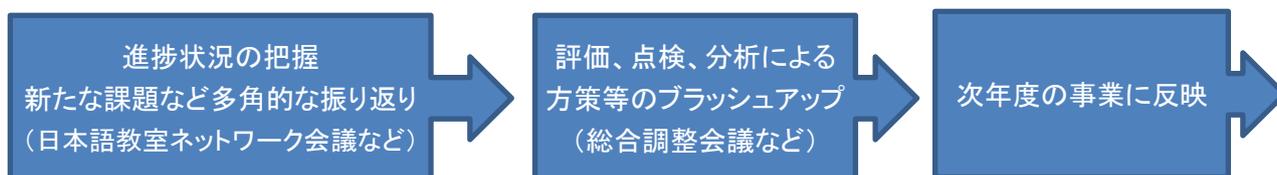
指 標	年 度					出 典 (R5 基準値)
	R7	R8	R9	R10	R11	
学習支援者養成者数	60	120	180	240	300	国際課調べ (47人)
	60	60	60	60	60	
専門人材による初期日本語教育 における学習者数	100	200	300	400	500	国際課調べ (74人)
	100	100	100	100	100	
新たに日本語教育に参画した企業数	1	2	3	4	5	国際課調べ (なし)
	1	1	1	1	1	

※上段は計画期間の累計、下段は当該年度の目標

第10 改定プランのマネジメント

改定プランの推進に当たっては、掲げている数値目標の客観的な評価により進捗状況を把握するとともに、新たな課題や社会情勢の変化への対応など、多角的な視点で振り返りを行います。

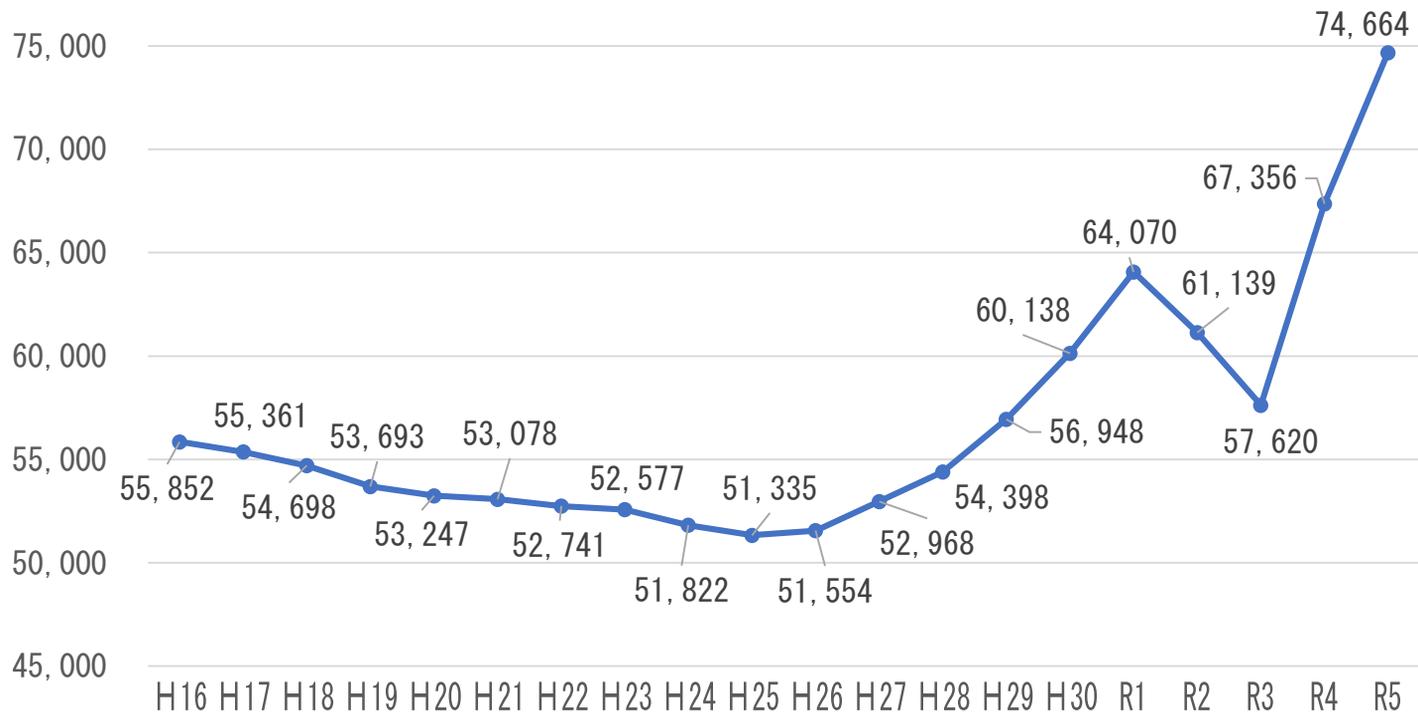
このように、把握した成果や課題を次の展開につなげるPDCAサイクルによるマネジメントを実施し、目指すべき将来像を実現します。



データ集

1-1 府内外国人住民数の推移

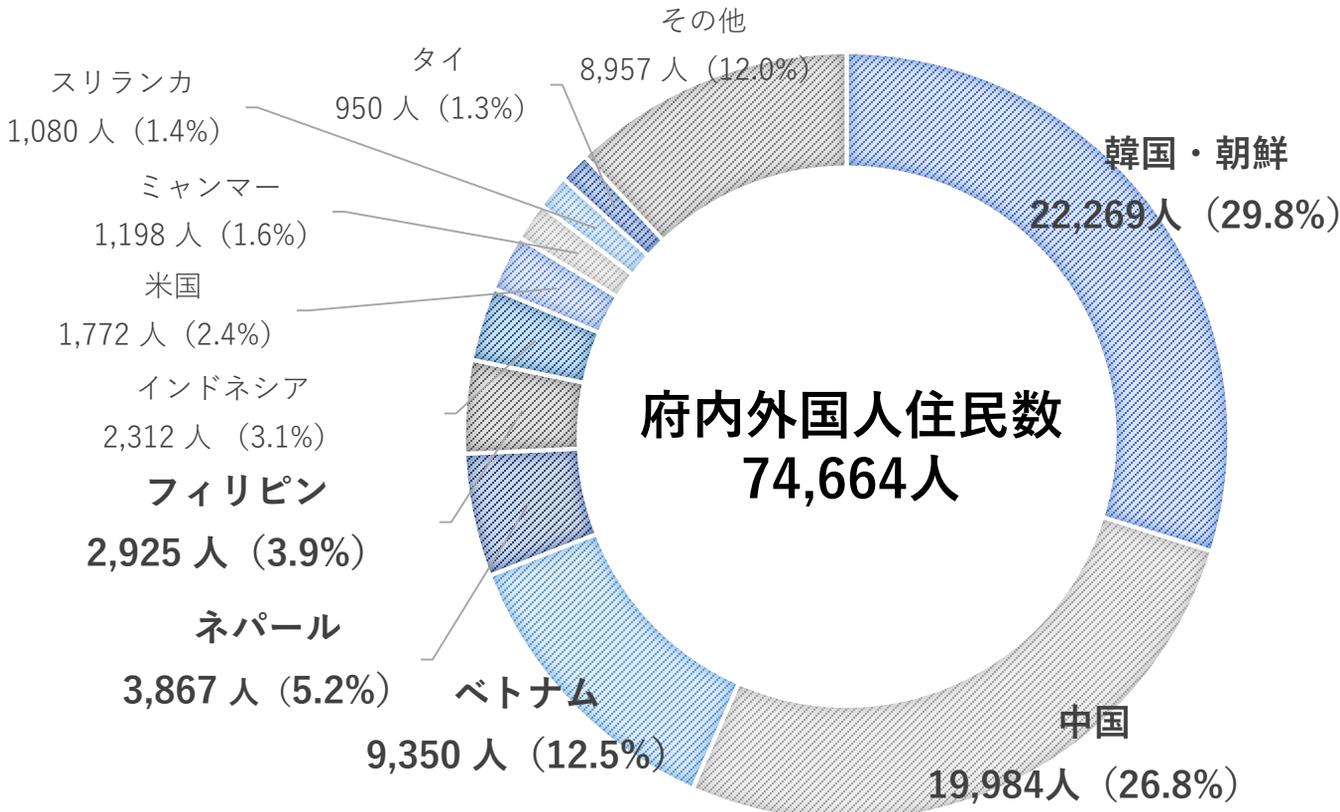
単位：人



出典：京都府国際課調査（令和5年12月）

1-2 国籍別 府内外国人住民数（令和5年12月）

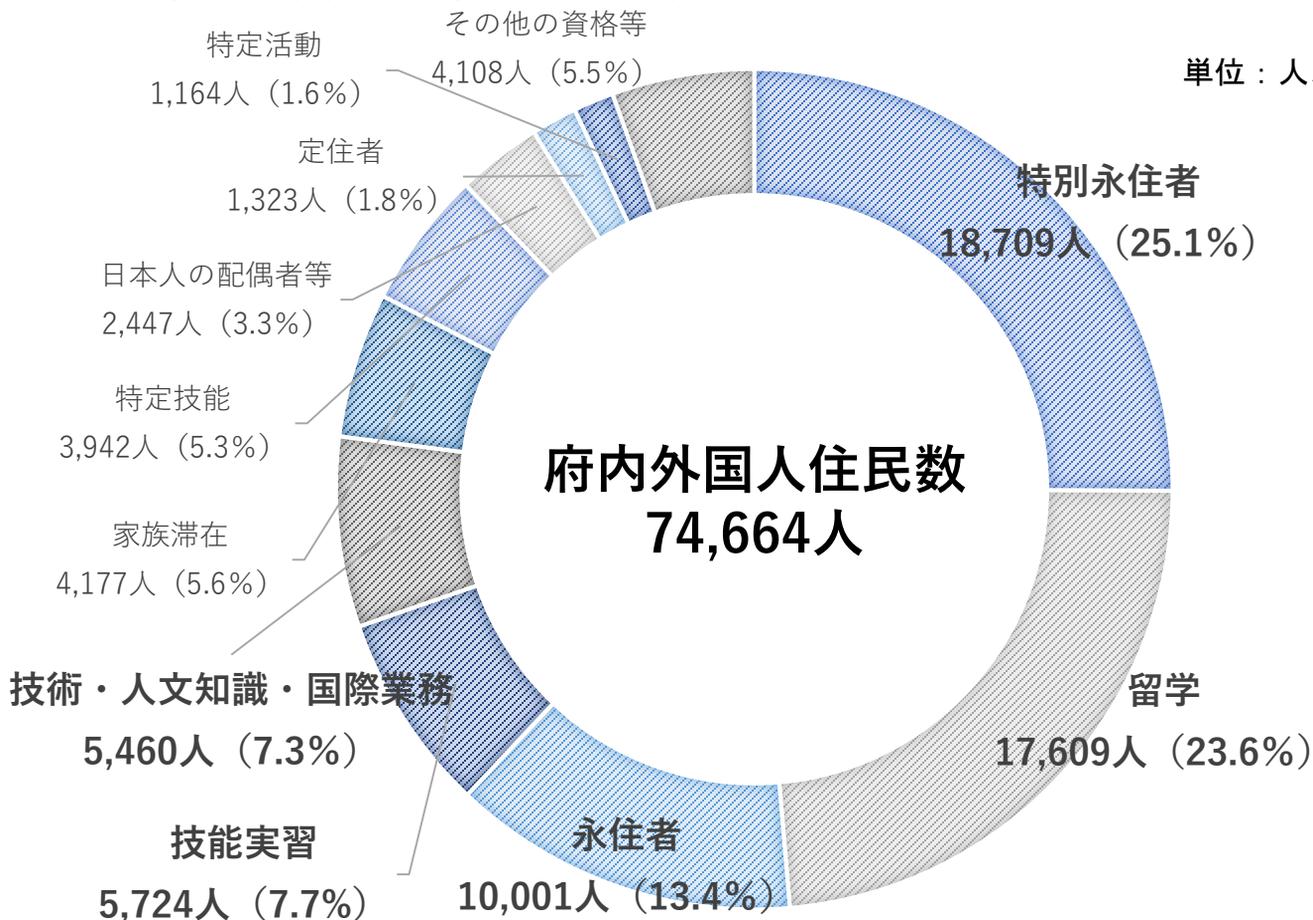
単位：人、%



出典：京都府国際課調査（令和5年12月）

1-3 在留資格別 府内外国人住民数 (令和5年12月)

単位：人、%



出典：京都府国際課調査 (令和5年12月)

1-4 市町村別 府内外国人住民数 (令和5年12月)

市町村	外国人住民数	全体に占める構成比
①京都市	55,434	74.2%
②宇治市	3,443	4.6%
③八幡市	2,555	3.4%
④京田辺市	1,356	1.8%
⑤福知山市	1,276	1.7%
⑤亀岡市	1,276	1.7%
⑦木津川市	1,161	1.6%
⑧舞鶴市	1,056	1.4%
⑨久御山町	995	1.3%
⑩長岡京市	980	1.3%
⑪城陽市	857	1.1%
⑫綾部市	710	1.0%
⑬向日市	608	0.8%

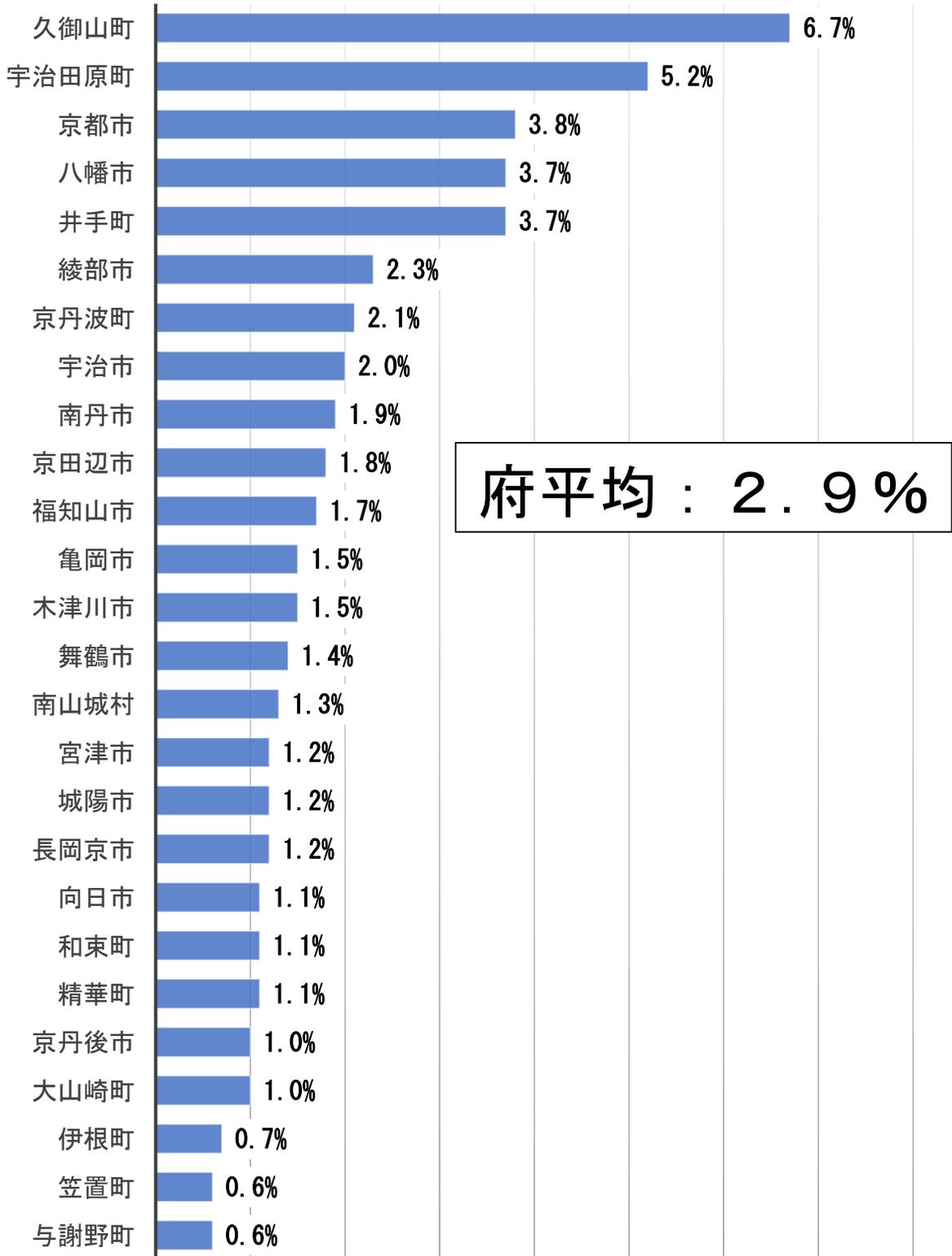
市町村	外国人住民数	全体に占める構成比
⑭南丹市	570	0.8%
⑮京丹後市	493	0.7%
⑯宇治田原町	449	0.6%
⑰精華町	384	0.5%
⑱井手町	261	0.3%
⑲京丹波町	250	0.3%
⑳宮津市	187	0.3%
㉑大山崎町	164	0.2%
㉒与謝野町	117	0.2%
㉓和束町	34	0.0%
㉔南山城村	29	0.0%
㉕伊根町	13	0.0%
㉖笠置町	6	0.0%

府全体	74,664	100.0%
-----	--------	--------

出典：京都府国際課調査 (令和5年12月)

1-5 市町村別 府内外国人住民の割合 (令和5年12月)

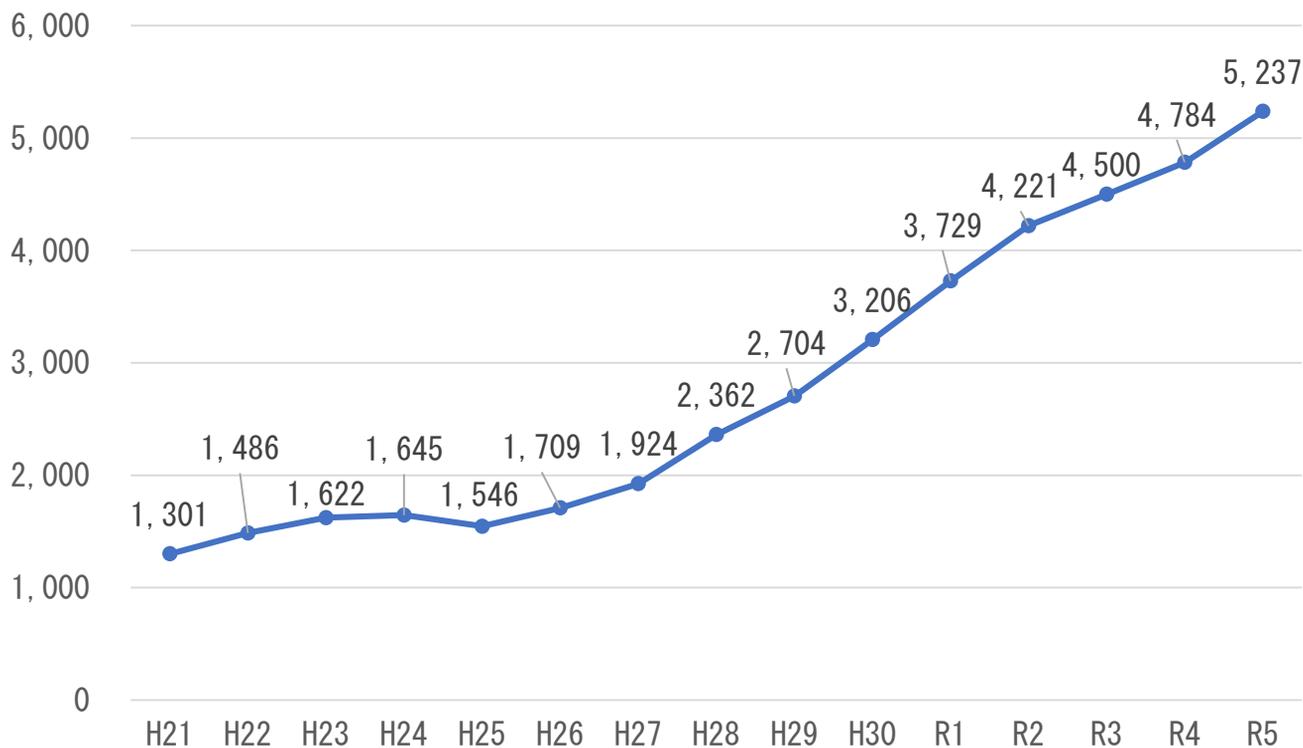
単位：%



出典：京都府国際課調査（令和5年12月）、京都府推計人口（令和6年1月）

2-1 府内外国人雇用事業所数の推移

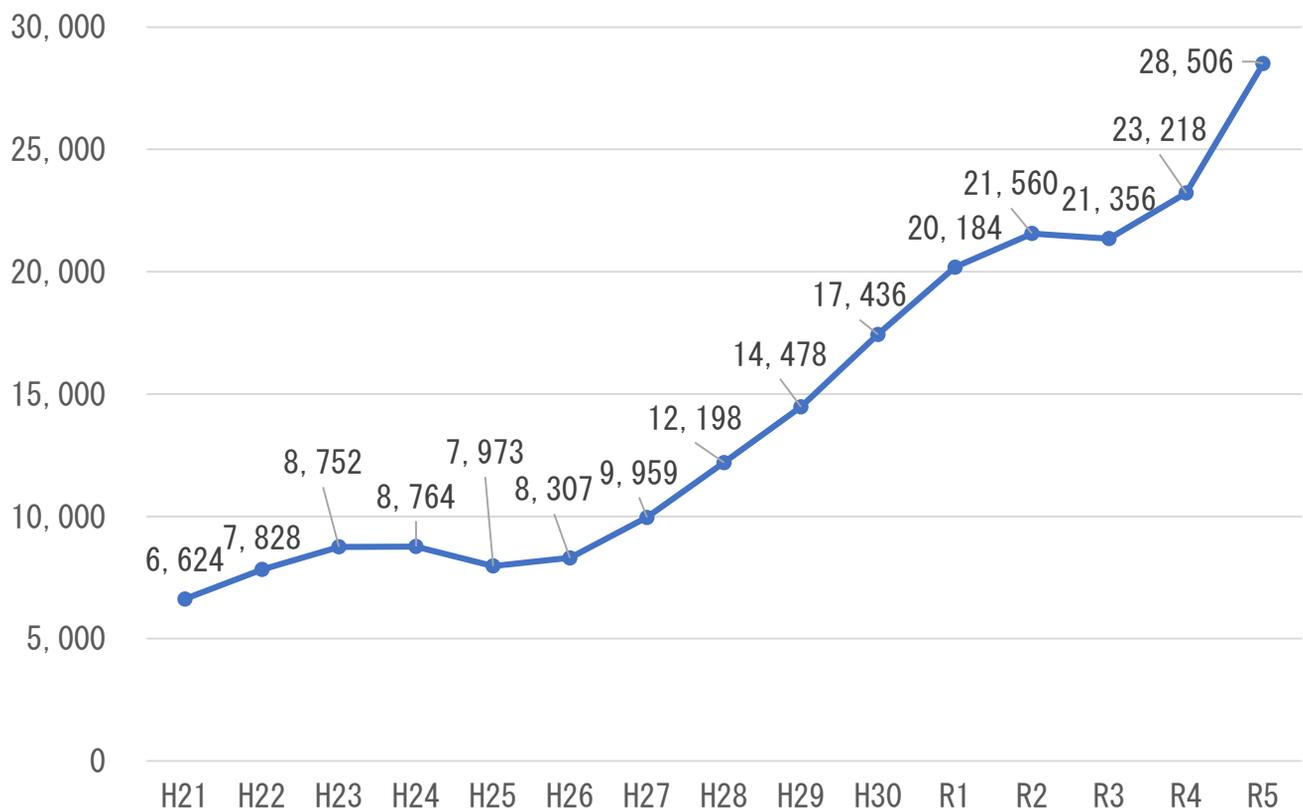
単位：箇所



出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

2-2 府内外国人就労者数の推移

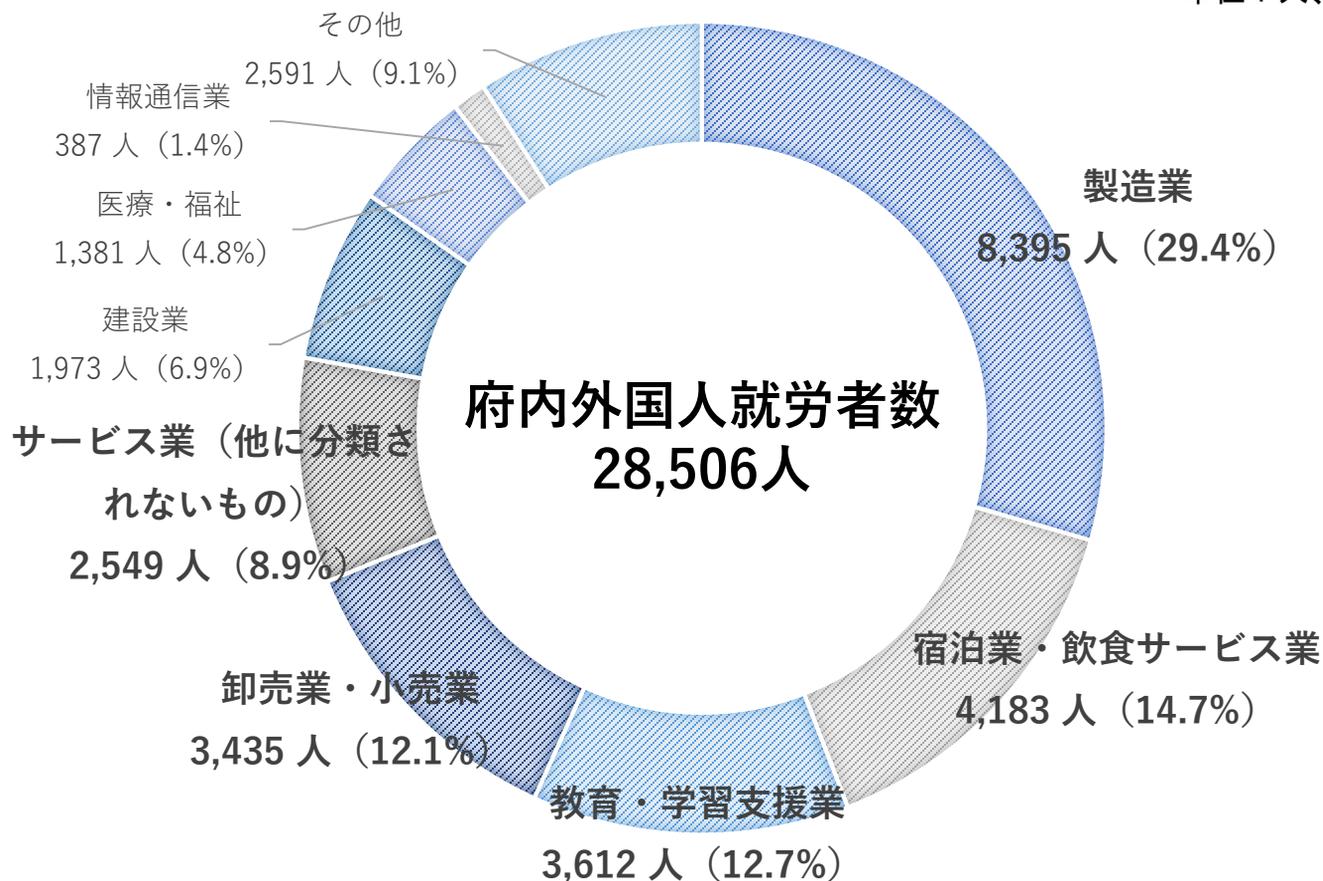
単位：人



出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

2-3 産業別 府内外国人就労者数 (令和5年10月)

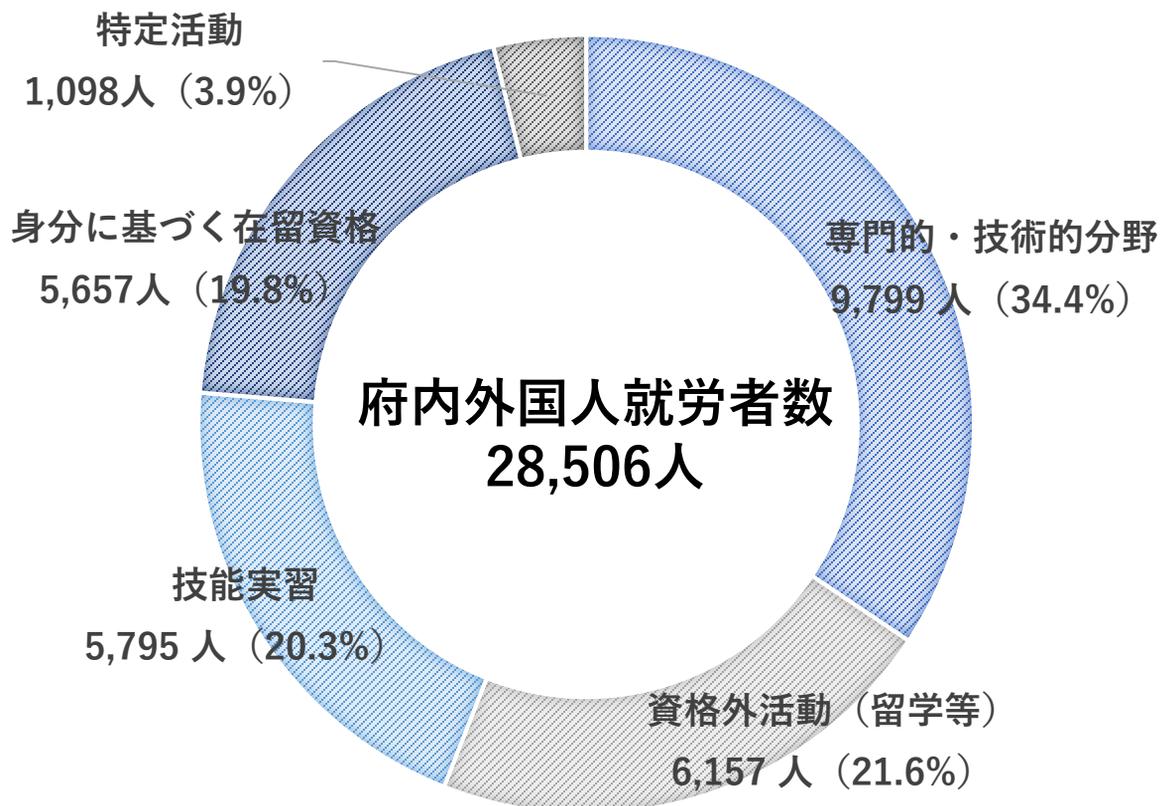
単位：人、%



出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

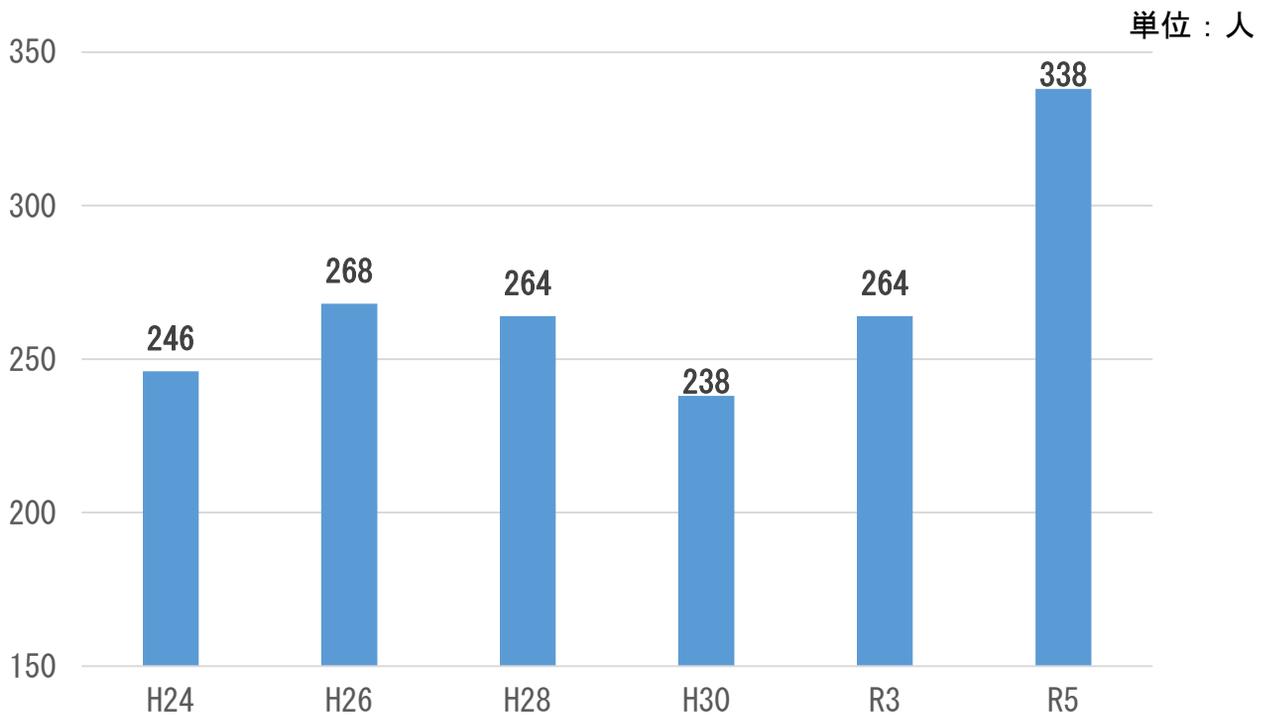
2-4 在留資格別 府内外国人就労者数 (令和5年10月)

単位：人、%



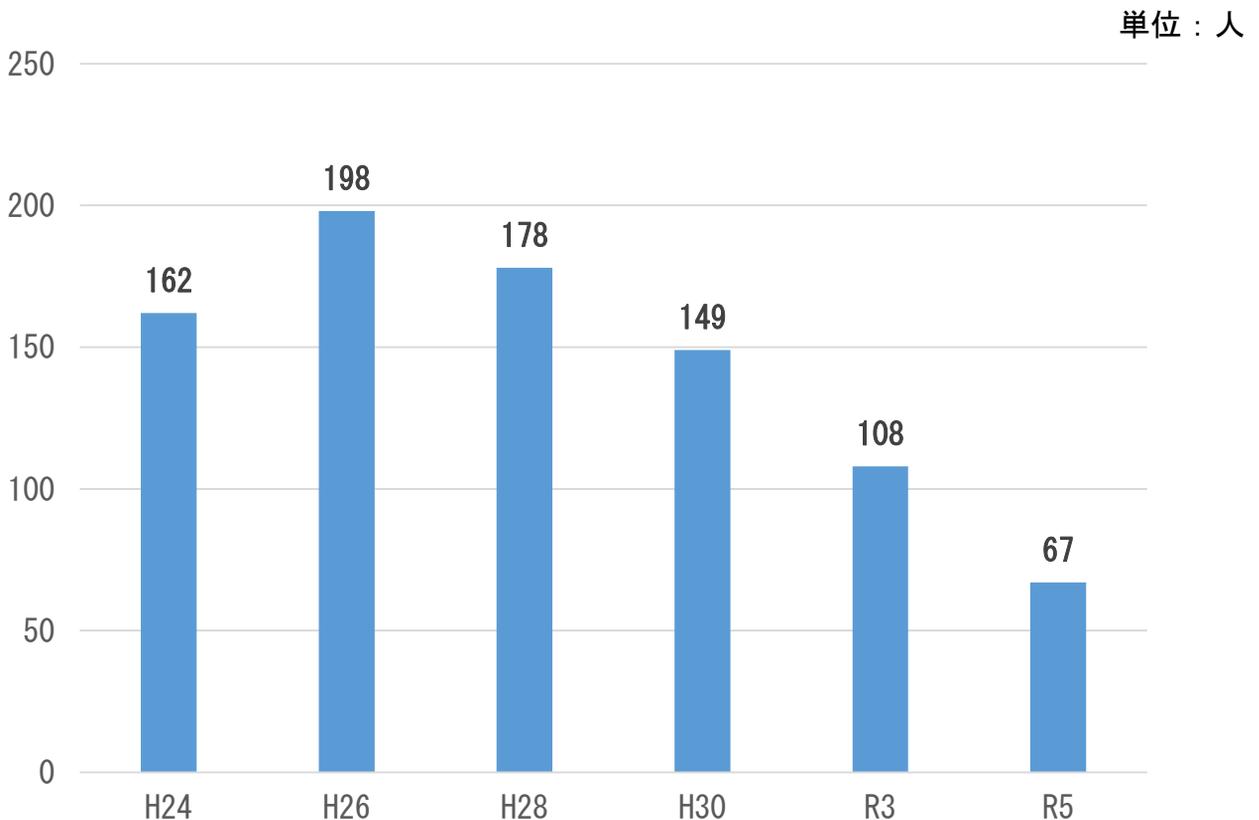
出典：厚生労働省「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)」

3-1 [府内]日本語指導が必要な外国籍の子どもの数の推移



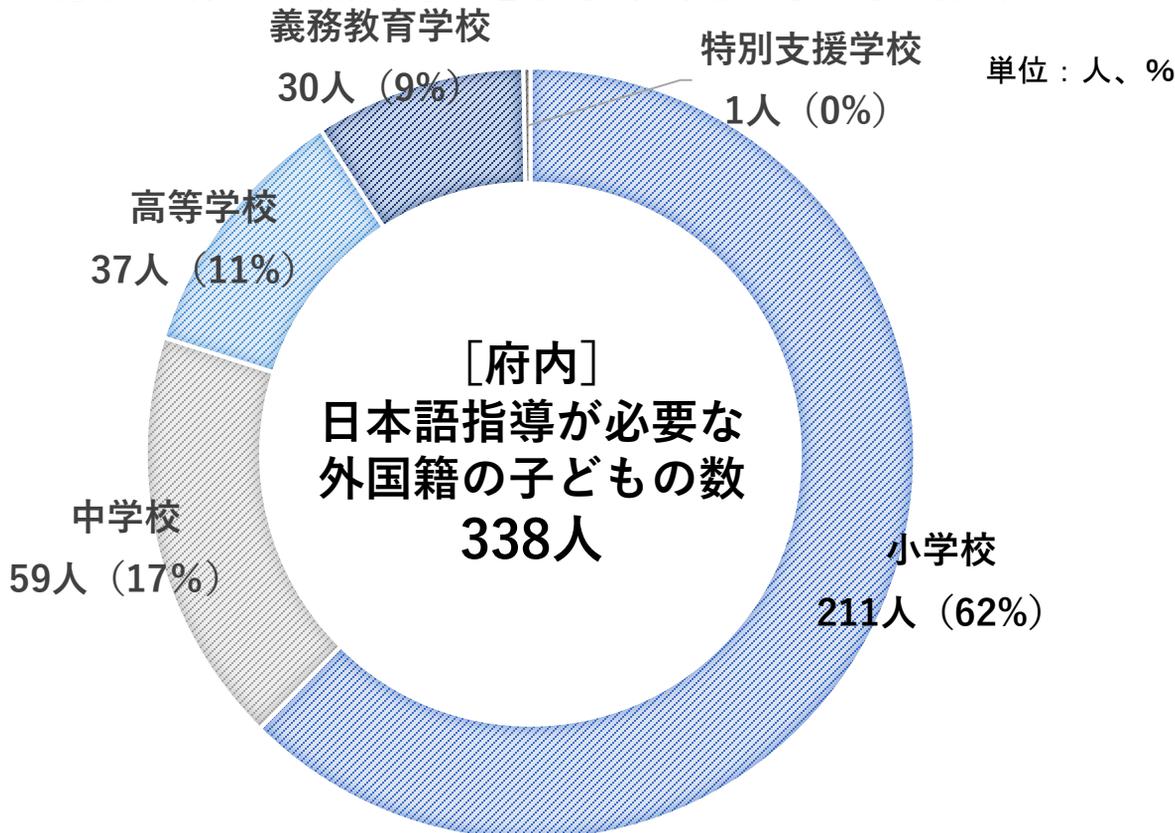
出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

3-2 [府内]日本語指導が必要な日本国籍を有する子どもの数の推移



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

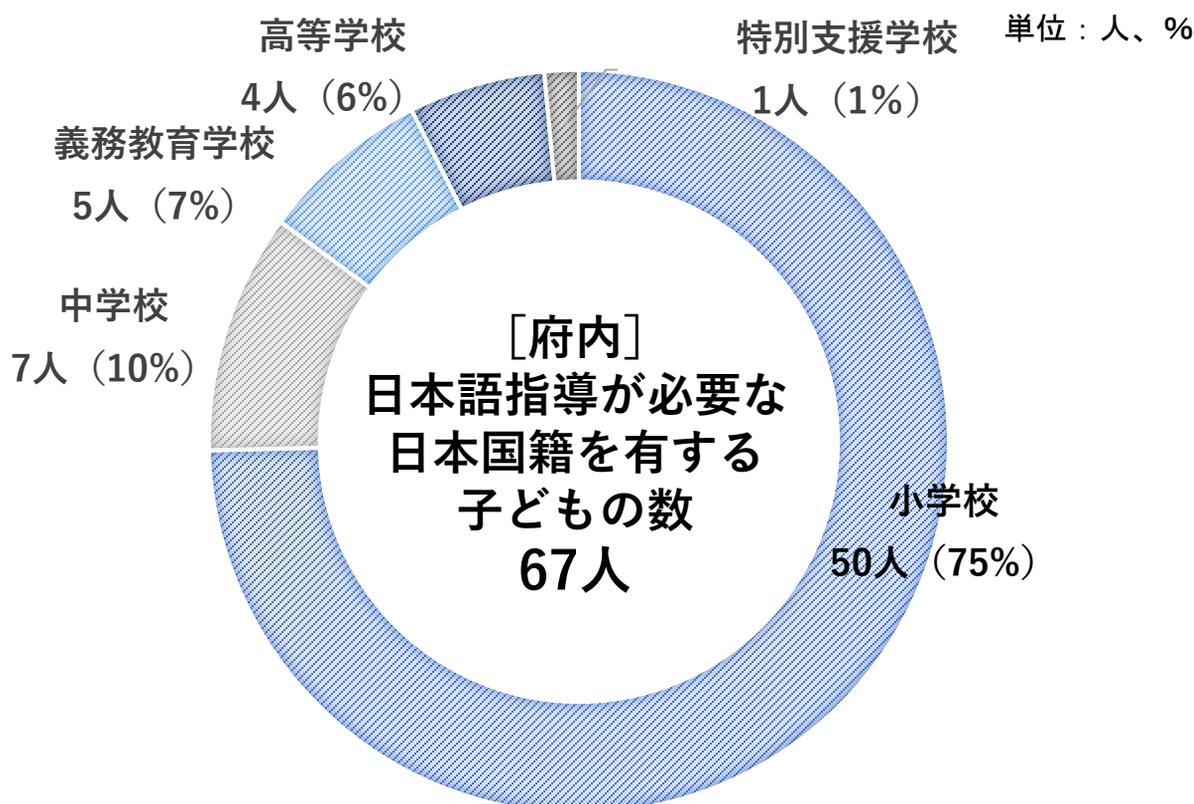
3-3 [府内]学校別 日本語指導が必要な外国籍の子どもの数(令和5年5月)



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

3-4 [府内]学校別

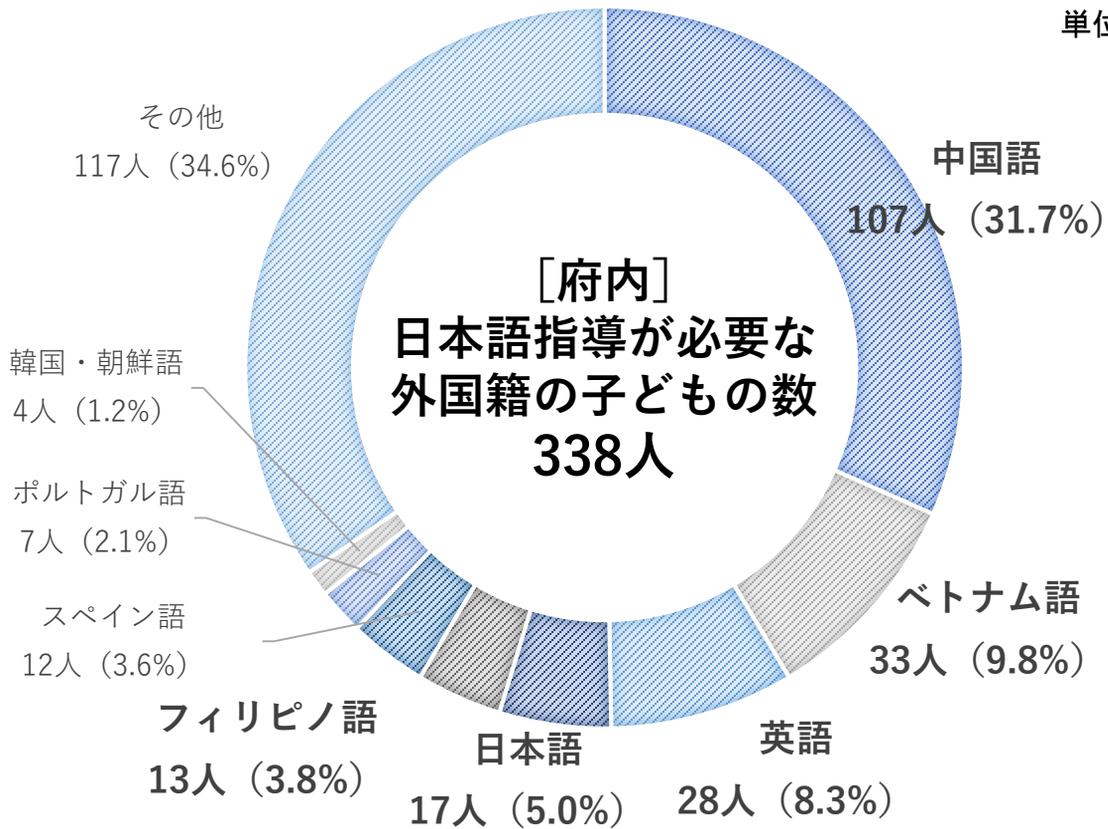
日本語指導が必要な日本国籍を有する子どもの数(令和5年5月)



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

3-5 [府内]家庭等で使用する頻度の高い言語別
日本語指導が必要な外国籍の子どもの数(令和5年5月)

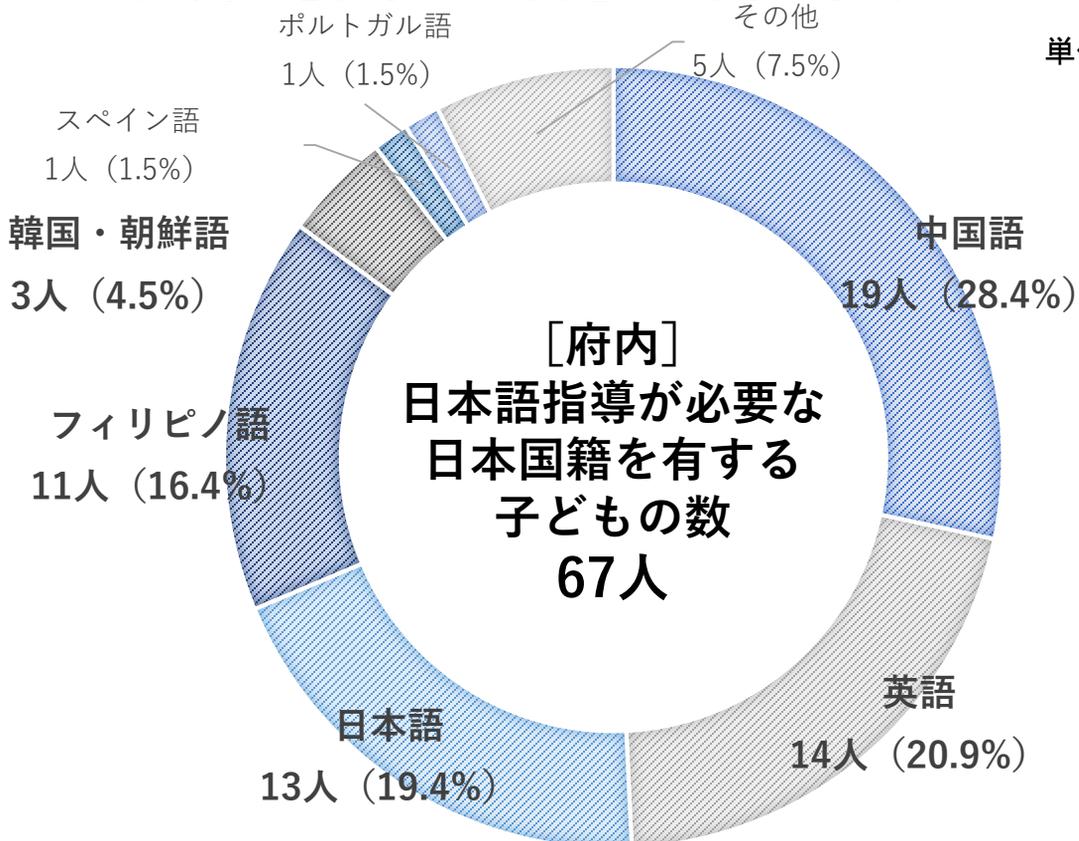
単位：人、%



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

3-6 [府内]家庭等で使用する頻度の高い言語別
日本語指導が必要な日本国籍を有する子どもの数(令和5年5月)

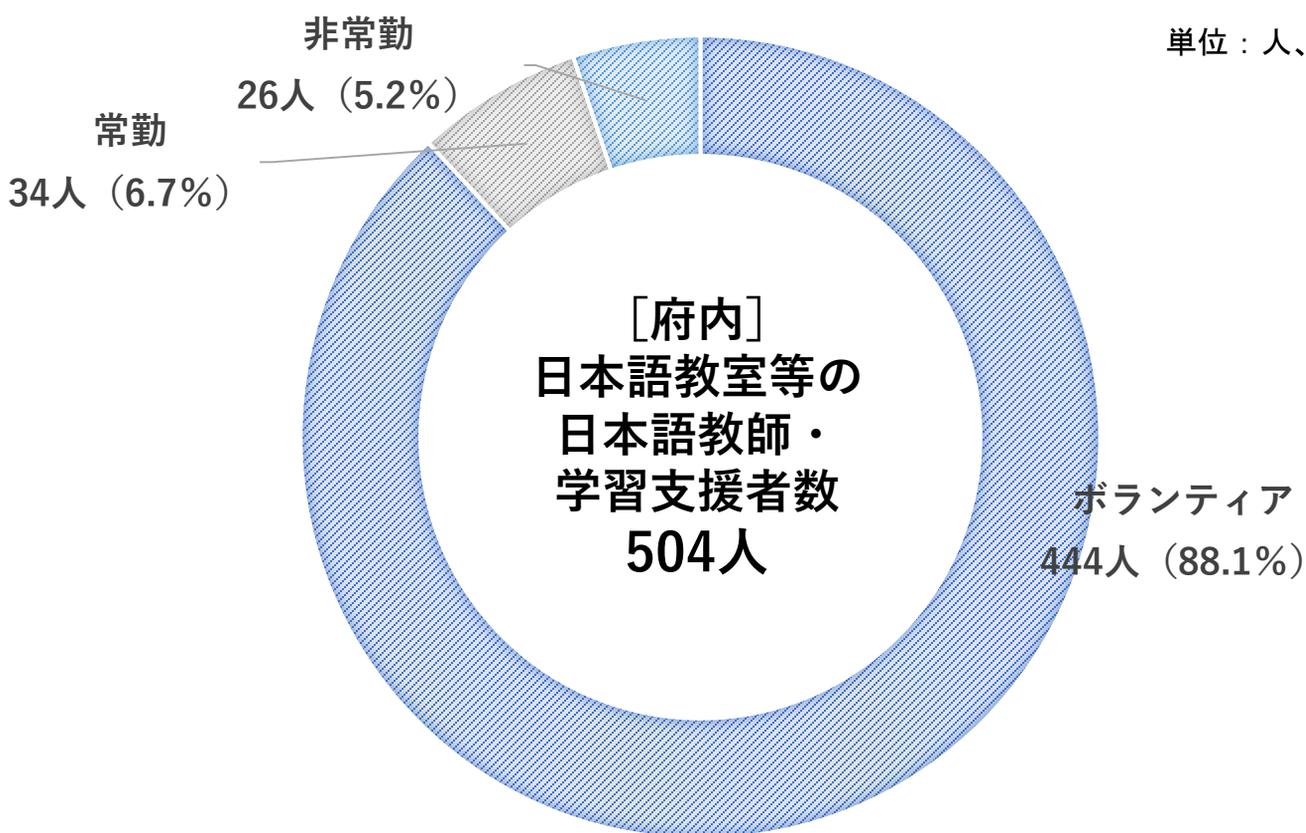
単位：人、%



出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査(令和5年度)」

4-1 [府内]日本語教室等における日本語教師・学習支援者数(令和5年11月)

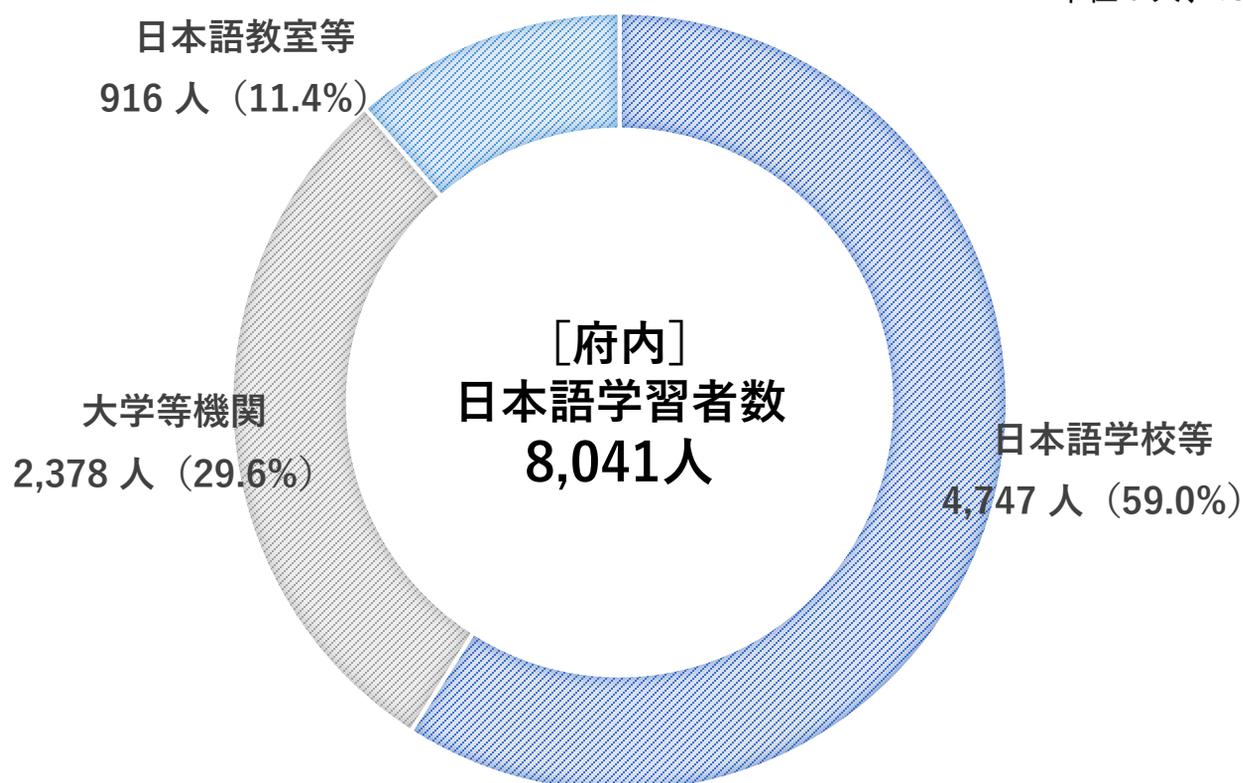
単位：人、%



出典：文部科学省「日本語教育実態調査(令和5年度)」

4-2 [府内]日本語学習者数(令和5年11月)

単位：人、%



出典：文部科学省「日本語教育実態調査(令和5年度)」